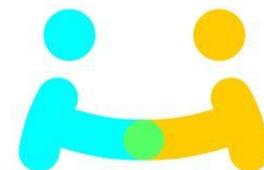


お 仕 事 説 明 会

公益社団法人
大治町シルバー人材センター



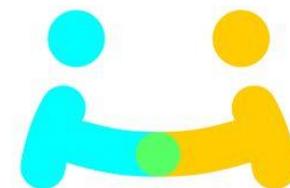
人がつながる。知識ひろがる。

公益社団法人大治町シルバー人材センターでは、登録会員の皆さんが主体となって、シルバー人材センターの基本理念

「自主・自立・共働・共助」

の精神を守り、共に働き、共に助け合い、仕事を通じて社会参加することができるよう、地域の発注者から請負った臨時的かつ短期的な仕事を提供しています。

シルバー人材センターの就業形態



人がつながる。知識ひろがる。

シルバー人材センターの就業形態

○請負委任業務

発注者の指揮命令を受けず、他の従業員と混在することなくシルバー会員だけで独立して仕事を完成させる。

※月10日程度又は週20時間未満

○シルバー派遣

センターに派遣会員として就職し、派遣されて派遣先の指揮命令を受けて作業に従事する。

※週20時間未満

営利を目的としない公共的、公益的な団体です

高齢者の皆さんの生きがいをづくりをお手伝いし、地域の発展に貢献することを目的としています。

職員の人件費は国及び大治町からの補助金で賄われてより、仕事の報酬は配分金として会員の皆さまにそのままお支払いしています。

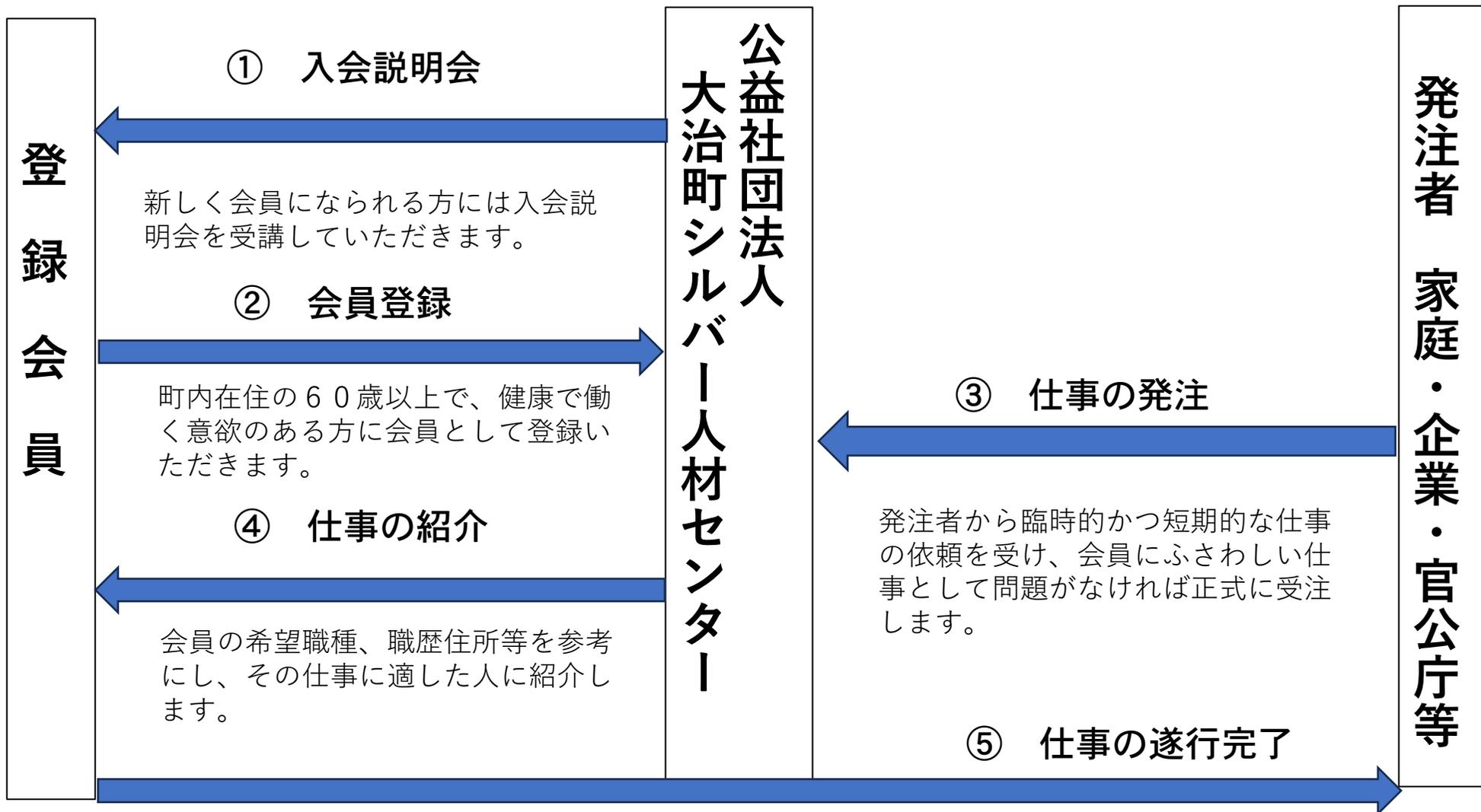
就業保障や収入保障を目的としていません

センターでは、仕事の発注があった範囲で、会員の皆さんの適正に応じた仕事を個別に紹介しています。設立の趣旨からも、会員の皆さんが必ず就業できることを約束したり、一定額の収入を約束することを目的とした事業運営は行っていません。

発注者と会員の間には雇用関係はありません

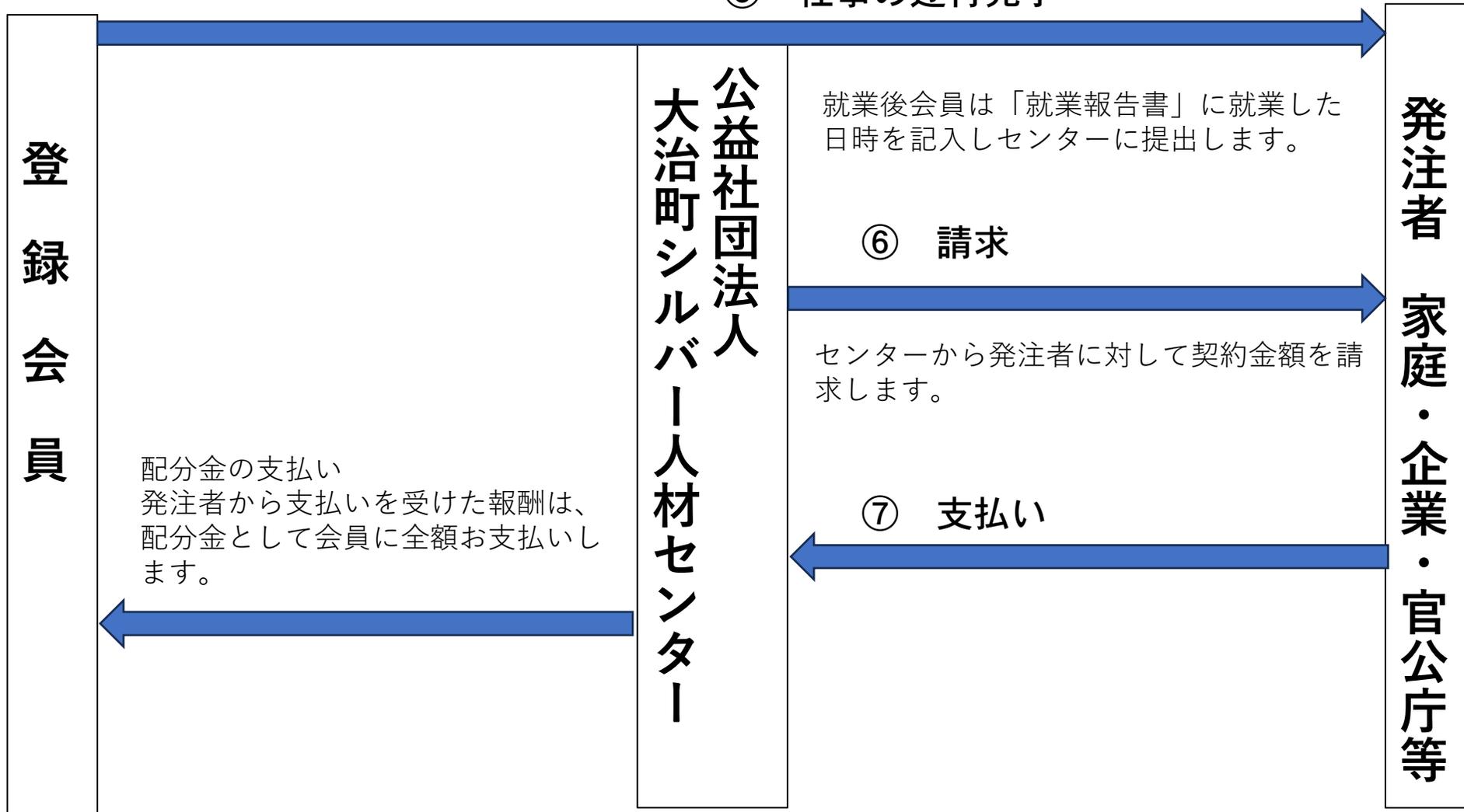
民間の人材派遣などとは異なり、発注者と会員の間には「雇う」「雇われる」という関係はありません。したがって、会員の皆さまにお支払いする配分金は、給料や賃金ではなく、税法上は雑所得として扱われ、現在のところ年金カットの対象とはなっていません。

安心して就業できるしくみで運営しています



安心して就業できるしくみで運営しています

⑤ 仕事の遂行完了



入 会

①会員登録できるのは、大治町内に在住する60歳以上の健康で働く意欲がある方です。



②新しく会員になられる方は、必ず「お仕事説明会」を受けて、**家族の人たちとよく相談**をしてから入会申込書及び就業承諾書を提出してください。



③会員として入会いたしますと会費規定に基づき毎年度1,000円の会費と傷害保険料負担金を納入していただきます。

家庭での相談事項

- ・入会に際しての、シルバー人材センターの組織と活動状況。
- ・シルバー人材センターは生きがいを目的としており収入を得るためのものではないこと。
- ・シルバー人材センターは、上記の理由から労災保険や雇用保険が無いこと。従って労災保険の代わりに民間の傷害保険に加入していること。



就 業

- ①一つ一つの仕事の評価がセンター全体の評価につながります。こうした自覚をもって担当する仕事には誠実に取り組んでください。
- ②発注者との作業の交渉は、センターが責任をもって行います。会員の皆さんは直接交渉の当事者にならないようにしてください。
- ③就業中、発注者から直接仕事内容の変更や、危険な仕事の指示があったときは、すぐにセンターに連絡してください。
- ④やむを得ない事情で、約束の就業が続けることができない場合は必ず事前にセンター担当者へ連絡ください。

就 業

- ⑤就業中に知り得た業務上の機密事項や、発注者の不利益になると思われる情報を他人に話したり、教えたりしないように注意してください。
- ⑥就業にあたっては、安全衛生の約束事を確実に守り、事故や災害の防止に努めてください。
- ⑦仕事の遂行にあたっては、会員相互に助け合い協力するようにしてください。
- ⑧センターの評価や品格を損なうような言葉、態度、行為は慎んでください。

仕事の紹介を受けたときは・・・



仕事の紹介は、センターの担当者が電話連絡で
会員さんにお伝えします。

その際、連絡のあったときは仕事の
内容・日時・場所等と担当者を必ずメモしてく
ださい。



配分金の支払い

①配分金は、会員ご本人の名義で開設した指定口座に振り込まれます。入会承認の連絡を受けたときに指定用紙に記入の上担当者へ提出してください。

②配分金は、原則として**就業した翌月の25日**に指定口座に振り込まれます。

ただし、25日が銀行等の休日にあたる場合は変更されますのでご了承ください。

	月末	翌月25日	振込日
就 業		事務	手 続

③配分金は、仕事の種類や発注者側の条件によって異なります。仕事の紹介を受けたときに、その都度よく確認してください。

配分金は「雑所得」になります。

発注者と会員の皆さんとの間には雇用関係がありませんので、配分金は給与や賃金とはことなり、税法上は雑所得として扱われます。

配分金として得た雑所得は会員の皆さんが個別に税務署へ申告していただくことになりますが、税金の計算方法は、年齢、年金の受給額、その他の所得により異なります。

(シルバー人材センターの雑所得控除額は、55万円までが就業に関する必要経費として認められています。)

退 会

①会員ご本人が町外へ転出されるときは退会していただくこととなりますので、センターへ退会の手続きをとってください。

②企業等に就職された時や病気などで長期的に会員として就業することが難しい場合はセンターにご相談ください。
働けないまま会員として席を残すことはできますが会費の納付義務も残ります。
退会・再入会は何度でもできますので、一度センターにご相談してください。

※当センター定款の規定により死亡したとき、また大治町暴力団排除条例第2条第1号から第2号に該当される方は会員資格を喪失します。

会員の傷害保険のあらまし

シルバー人材センターの会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合には、労災保険の適応はありませんが、シルバー人材センター傷害保険（民間保険）による補償を受けられます。

ただし、医師の治療費はみなさんの加入している健康保険によって治療してください。

シルバー人材センター傷害保険はセンターがまとめて契約しており、入会月に応じて保険料の一部を会員負担とさせていただきます。

保険の手続きはセンターで行いますので、事故が発生したら速やかにセンターに報告してください。

※事故発生から180日を経過したものは保険の適応が受けられません。

入会月に応じた保険料と年会費の合計額

入会月	保険料負担額	年会費との合計額
前年度から更新	1,000円	2,000円
4月	1,000円	2,000円
5月	1,000円	2,000円
6月	900円	1,900円
7月	800円	1,800円
8月	700円	1,700円
9月	600円	1,600円
10月	500円	1,500円
11月	400円	1,400円
12月	300円	1,300円
1月	200円	1,200円
2月	100円	1,100円
3月	100円	1,100円

もし事故が起きたら・・・

直ちにシルバー人材センターに連絡して指示を受け、緊急の場合は119番で救急車を呼ぶ。シルバー人材センターへの連絡は、

「いつ（日時）・どこで（場所）・だれが（人）

なにを（内容）・なぜ（理由）・どのように（方法）」

以上のことをはっきりと連絡ください。



緊急で病院等へ入院した場合は、病院名を連絡ください。

《傷害保険》

○補償を受けられる場合

- ①センターが受けた仕事を会員が行っているとき及びその往復時(通常の経路)の傷害
 - ②仕事に関する知識・技能の取得を目的とした講習会などにセンターの指示で参加中及びその往復時の傷害
 - ③センターの総会に出席中及び会場との往復時の傷害
 - ④センターの指示により、仕事の下打合せ、資材等の準備・運搬のため目的地で仕事及びその往復時の傷害
- ◆往復時の傷害は通常の経路における場合に対象となります。



- ①就業先への往復時で自己の自動車等での交通事故
- ②自宅作業中の傷害
- ③シルバー人材センターを通さないでしていた作業中の事故
- ④故意、重過失事故
- ⑤犯罪行為又は自殺、闘争行為での傷害
- ⑥疾病による事故(特定疾病は特定疾病病補償で担保)
- ⑦むち打ち症又は腰痛等で他自覚症状のないもの
- ⑧その他



《保険金額》

死亡保険金	傷害事故	600万円
	特定疾病	60万円
後遺障害保険金	傷害事故	600万円
	特定疾病	60万円
入院保険金	傷害事故	4,500円
	特定疾病	450円
通院保険金	傷害事故	3,000円
	特定疾病	300円

※注 保険会社の給付日数は保険会社の査定によります。

《賠償責任保険》

会員がセンターから提供された仕事の遂行中又は業務にミスがあったため、第三者の身体に傷害を与えたり、財物をこわした等に対して賠償責任保険給付を実施し、保険料は全額センターが負担する。

施設所有者賠償責任保険	対人	1名 1事故	3,000万円 1億円
	対物	1事故	1,000万円
生産物賠償責任保険	対人	1名 1事故 期間中	3,000万円 1億円 1億円
	対物	1事故 期間中	1,000万円 1,000万円
管理財物補償特約		1事故	1,000万円
		期間中	1,000万円
受託者賠償責任保険	対物	1事故	1,000万円
		期間中	1,000万円

注) 賠償責任保険給付できない場合

①就業先への往復時で自己の自動車等での交通事故における損害補償

②センターが提供しない仕事での損害補償（就業会員が発注者から直接受注センターに連絡のない事故）

③センターの指示でなく発注者の指示での作業中の損害補償



事故を起こしたら必ず

直ちにシルバー人材センターに連絡して指示を受け、緊急の場合は119番で救急車を呼ぶ。

シルバー人材センターへの連絡は、

「いつ（日時）・どこで（場所）・だれが（人）」

なにを（内容）・なぜ（理由）・どのように（方法）」



以上のことをはっきりと連絡ください。

緊急で病院等へ入院した場合は、病院名を連絡ください。

【参考資料】

公的年金等に係る雑所得の速算表（令和2年分以降）

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	（公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。）		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	（公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。）		
	1,100,001円から3,299,999円	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = (a) \times (b) - (c)$$

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が**1,000万円超2,000万以下**・**2,000万円超**は速算表が異なります。詳しくは国税庁ホームページに記載しております。

(注) 65歳未満かどうかは、その年の**12月31日**現在の年齢によります。

※あくまで参考資料ですので、詳細は税務署や確定申告の受付先へお尋ねください。